平成２２年（フ）第２９８号
埼玉県越谷市大字南荻島60番地４　藤和シティコープ北越谷402、申立時の住所栃木県佐野市七軒町2169番地
破産者　澁木　　**隆**
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１７５号
群馬県太田市南ヶ丘町1236番地５
破産者　髙橋あさ子
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１４４号
千葉県東金市田間126番地８　ハニーハイツⅡ―103
破産者　水口　克良
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３８号
静岡県下田市六丁目34番38号　岩間アパート１号室、旧住所静岡県下田市吉佐美142番地の11
破産者　笹本　寛人
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第７０７号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島2731番地の３
破産者　浅野　定子
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７０８号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島2731番地の３
破産者　浅野　訓世
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７７９号
静岡県磐田市掛塚773番地
破産者　伊藤　敏巳
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３１７２号
愛知県岡崎市大西１丁目12番地16　ハイツ大西201
破産者　岩澤　貴士
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０１２号
愛知県春日井市岩成台４丁目７番地17
破産者　木下鐘造こと　李　　鐘造
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０３１号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字なかね６番地の２　ＰＩＸＩＥ―Ｃ号
破産者　ビーチブレイクこと　竹内寿美子
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９５７号
堺市西区浜寺石津町西１丁３番21―506号
破産者　宇野　伸一
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４２０号
大阪府河内長野市本町26番15号、前住所大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹68番地の735、元事業所所在地大阪市北区菅原町６―３　中之島アンフィニ202
破産者　中川信次デザイン事務所こと　中川　信次
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４９３号
堺市北区新金岡町１丁７番15―303号
破産者　難波　一朗
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
神戸市長田区堀切町17―４―204、住民票上の住所大阪府東大阪市南荘町４番30号　山田郁代方
破産者　みね工房こと　峯　　廣
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９９号
兵庫県宝塚市中筋６丁目１番７号　シャーメゾン中山寺Ａ―102、前住所兵庫県伊丹市鴻池３丁目６番25―102号
破産者　桑山　保義
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４２９号
兵庫県宝塚市武庫川町４番８号　301、前住所兵庫県宝塚市栄町３丁目５番２号　303
破産者　北村　末次
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４１９号
兵庫県西宮市獅子ヶ口町８番32号
破産者　沼田　由治
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１６号
兵庫県西宮市羽衣町７番31―1107号
破産者　松岡　恒治
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０５５号
兵庫県西宮市小松町２丁目２番16号　クレスト西宮東101号、前住所大阪府寝屋川市池田西町15番８号
破産者　池田　孝之
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係